

別表 1（第 3 条関係）

種 目	対 象 者	上限額等 (円)	耐用 年数 (年)
介護・訓練支援用具			
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 で原則学齢児以上のもの又は難病患者 者等で寝たきりの状態にある者	154,000	8
特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級又は知的 障害 A の者で原則 3 歳以上のもの又は 難病患者等で寝たきりの状態にある 者	80,000	5
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級の者（常 時介護を要する者に限る。）で原則学 齢児以上のもの又は難病患者等で自 力で排尿できない者	67,000	5
入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 （入浴にあたって、家族等他人の介 助を要する者に限る。）で原則 3 歳以 上のもの	82,400	5
体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 （下着交換等にあたって家族等他人 の介助を要する者）で原則学齢児以 上のもの又は難病患者等で寝たきり の状態にある者	15,000	5
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 で原則 3 歳以上のもの又は難病患者 等で下肢又は体幹機能に障がいのある 者	159,000	4
訓練いす (障害児に限る)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の児 童で原則 3 歳以上のもの	33,100	5
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 で医師の意見書により必要性が認め られるもの又は難病患者等で下肢又 は体幹機能に障がいのある者	159,200	8
自立生活支援用具			
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者の者（入浴 に介助を要する者）で原則 3 歳以上 のもの又は難病患者等で入浴に介助 を要する者	90,000	8
便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 で原則学齢児以上のもの又は難患者 者等で常時介護を要する者	30,000	8
T 字状・棒状の	平衡機能障害, 下肢機能障害, 体幹	3,000	3

つえ	機能障害又は運動機能障害（移動）を有している者で原則３歳以上のもの又は難病患者等で下肢が不自由な者		
移動・移乗支援用具	平衡機能障害，下肢機能障害又は体幹機能障害を有している者で家庭内の移動等において介助を必要とする原則３歳以上のもの又は難病患者等で下肢が不自由な者	60,000	8
頭部保護帽	平衡機能障害，下肢機能障害，体幹機能障害，運動機能障害（移動），知的障害Ａ又は精神障害２級以上の者（発作等により頻繁に転倒する者に限る。）	15,200	3
特殊便器	上肢機能障害２級以上又は知的障害Ａの者で原則学齢児以上のもの又は難病患者等で上肢機能に障がいのある者	151,200	8
火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に属する障害等級２級以上又は知的障害Ａの者	15,500 （１世帯につき２台を限度とする。）	8
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみ・難病患者等のみの世帯及びこれに準じる世帯に属する障害等級２級以上又は知的障害Ａの者又は難病患者等	28,700	8
電磁調理器	視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に属する視覚障害２級以上の者又は１８歳以上の知的障害Ａの者	41,000	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の者で原則学齢児以上のもの	7,000	10
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められるものに属する聴覚障害２級以上の者で，原則１８歳以上のもの	87,400	10
在宅療養費支援用具			
透析液加温器	腎臓機能障害３級以上の者で自己連続携行式腹膜灌流法（ＣＡＰＤ）による透析療法を行う原則３歳以上のもの	51,500	5
ネブライザー	呼吸器機能障害３級以上の者又は医	36,000	5

(吸入器)		師の意見書により必要性が認められる肢体不自由障害２級以上若しくは音声言語そしゃく機能障害３級以上の者で原則学齢児以上のもの又は難病患者等で呼吸器機能に障がいのある者		
電気式たん吸引器		呼吸器機能障害３級以上の者又は医師の意見書により必要性が認められる肢体不自由障害２級以上若しくは音声言語そしゃく機能障害３級以上の者で原則学齢児以上のもの又は難病患者等で呼吸器機能に障がいのある者	56,400	5
酸素ボンベ運搬車		医療保険による在宅酸素療法を行う呼吸器機能障害者	17,000	10
音声式体温計		視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に属する視覚障害２級以上の者で原則学齢児以上のもの	9,000	5
音声式体重計		視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に属する視覚障害２級以上の者	18,000	5
音声式血圧計		18歳以上の視覚障害２級以上で視覚障害者のみの世帯（ただし1世帯に1台のみ）	15,000	5
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		呼吸器又は心臓機能障害３級以上の者で医師の意見書により必要性が認められる原則学齢児以上のもの又は難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者	70,000 難病患者等は 157,500	5
非常用電源	正弦波インバーター発電機	呼吸器機能障害３級以上若しくはこれに相当する状態にあると市長が認める者であって在宅で人工呼吸器を常用していることを認める医師の意見書を有する者又は難病患者等であって在宅で人工呼吸器を常用していることを認める医師の意見書を有する者	100,000	10
	ポータブル電源（蓄電池）		100,000	6
	外部バッテリー		100,000	6
	DC/AC 正弦波カーインバーター		100,000	6
情報・意思疎通支援用具				
携帯用会話補助装置		音声言語機能障害又は肢体不自由者で発声・発語に著しい障害を有する原則学齢児以上のもの	98,800	5

情報・通信 支援用具	視覚障害２級以上又は上肢機能障害 ２級以上の者で当該用具を接続し、 使用し得るパソコン本体を所持する 原則学齢児以上のもの	100,000	6
地デジ対応ラジ オ	視覚障害２級以上の者で、原則学齢 児以上のもの	29,000	6
点字ディスプレ イ	視覚障害２級以上の者で、原則１８ 歳以上のもの	383,500	6
点字器 (点筆を含む)	視覚障害者で点字による文書作成が 可能なもの又は盲学校等においてこ れから習得しようとするもの	10,400	7
点字タイプライタ ー	視覚障害２級以上の者で就労、就学 しているもの又は就労が見込まれる もの	63,100	5
視覚障害者用 ポータブルレコ ーダー(カセット テープレコーダ ーを含む)	視覚障害２級以上の者で原則学齢児 以上のもの	録音再生機・ 再生機 85,000	6
		テープレコーダー 23,000	5
視覚障害者用活 字文書読上げ装 置	視覚障害２級以上の者で原則学齢児 以上のもの	99,800	6
視覚障害者用 読書器	視覚障害者で本装置により文字等を 理解することが可能になる原則学齢 児以上のもの	198,000	8
視覚障害者用時 計	視覚障害２級以上の者で原則１８歳 以上のもの	触読時計 10,300	10
		音声式時計 13,300	10
聴覚障害者用 通信装置	聴覚又は音声言語そしゃく機能に障 害があり、発生・発語に著しい障害 を有する者でコミュニケーション、 緊急連絡等の手段として必要と認め られる原則学齢児以上のもの	71,000	5
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者で本装置によりテレビの 視聴が可能になるもの	88,900	6
人工喉頭	喉頭摘出者で音声機能障害を有する もの	70,100	5
点字図書	主に情報の入手を点字によっている 視覚障害者で原則学齢児以上のもの	価格差保障	

福祉電話（貸与）	障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に属する聴覚障害又は外出困難な在宅の重度身体障害者（原則として２級以上のもので市民税非課税世帯に限る。）	電話権貸与	
人工内耳用音声信号処理装置（スピーチプロセッサ）	聴覚障害者であって、人工内耳を装着しているもの（ただし、民間保険及び医療保険が適用されない場合の購入に限る）。	300,000	5
人工内耳用電池	聴覚障害者であって、人工内耳を装着しているもの	2,000 円/月	
人工内耳用イヤモールド	聴覚障害者であって、人工内耳を装着しており、イヤモールドの使用が必要と認められるもの（両耳装用の場合は２個まで支給できるものとする）	9,000 円/年 (片耳の基準額)	
排泄管理支援用具			
ストーマ用装具（尿路系）	ぼうこう機能障害者でストーマを設けている原則３歳以上のもの	11,300 円/月	
ストーマ用装具（消化器系）	直腸機能障害者でストーマを設けている原則３歳以上のもの	8,600 円/月	
紙おむつ等 (紙おむつ, おしり拭き等衛生用品)	３歳以上であって、次のいずれかに該当し常時紙おむつの使用が必要であることが医師の意見書により認められる者（（１）から（５）に該当する場合は対象となる障害について身体障害者福祉法第１５条に基づく指定を受けた医師、（６）に該当する場合は入所先の医師による意見書が必要） （１）二分脊椎によるぼうこう又は直腸機能障害者 （２）先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する直腸機能障害者 （３）脳原性運動機能障害のうち移動機能障害２級以上の者 （４）下肢又は体幹機能障害２級以上の者で、その障害が乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によってもたらされたものであること （５）先天性の脊髄性疾患等による下肢又は体幹機能障害２級以上の者	12,000 円/月	

	(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき療養介護の事業を行う事業所又は児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設に入所中であり、高度の排便又は排尿機能障害があること		
収尿器	高度の排尿機能障害者	8,500 円/年	
住宅改修費			
居宅生活動作補助用具	下肢，体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級３級以上の原則学齢児以上のもの又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者	200,000	原則 １回 限り する。

別表 2（第 4 条関係）

区 分	上限月額	備 考
1	0 円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 1 7 条第 1 項第 4 号に掲げる支給決定障害者等
2	3 7, 2 0 0 円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる支給決定障害者等

注 負担上限月額を算定する住民税所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 2 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（1 6 歳未満の者に限る。）及び同法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 1 号に規定する特定扶養親族（1 9 歳未満の者に限る。）があるときは、同号に規定する額に同法第 3 1 4 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。